

いのち
 生命の水を守るぞ!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
 する連絡会ニュース NO.16 2001.3.9
 連絡先：茨城県民主医療機関連合
 会 (029-228-0600)

本裁判, これまでの歩み

弁護士 安江 祐

1, 処分場建設差止を求める本訴は、1998年5月24日に提訴し、もうそろそろ2年が経過しようとしています。この間、3回の口頭弁論期日を開き、運動に関わってきた皆さんの意見陳述などを行ってきましたが、その後いわゆる「進行協議期日」が続く状態となり、裁判で今何が行われているのかが、ちょっとわかりにくくなっていると思います。

この間行ってきた作業は、「主張の整理」すなわち、双方の言い分を整理し争点を明確にするという作業です。仮処分手続の時から私たちは私たちの主張の正当性を基礎づけるためにたくさんの主張をし、書証もたくさん提出してきました。基本的に同じものを本訴でも提出していますので、裁判所としても一応整理してわかりやすくしたいと考えたようです。

その作業もだいたい終了し、次回である4月10日には、今後の立証計画についても検討することが予定されています。大変わかりづらかった進行協議期日もあと少しで終わりといったところでしょうか。

2, ところで、この度、共有林の持分権者のうち6名の方々が、新たに処分場建設の差し止めを求める訴訟を提起することになりました。今度の裁判は、処分場建設の差

し止めを求めるという目的は同じですが、内容的には全く異なる裁判となります。

すなわち、現在の裁判は、処分場に廃棄物が投棄されることにより地下水や農業用水、水道水が汚染される可能性があり、それは私たち一人一人の人格権を侵害することが差し止めを求める根拠となっています。これに対し、今回提起する裁判は「共有林の埋立(計画では共有林は普通土で埋め立てることとされている。)について承諾をしていないから処分場を作ってもらっては困る」という共有林の持分権に基づく裁判です。

従って、この裁判では、原告となる皆さんが共有林を普通土で埋め立てることに承諾を与えたか否かが唯一の争点といってもいいくらいです。この裁判で、早期に勝利判決をかちとることができれば、あくまで処分場建設に執念を燃やしている赤塚設備工業に対して決定的ともいえる打撃を与えることができます。

3, 今回新たに私たちの闘いに加わってくれた皆さんの勇気に感謝するとともに、この新しい武器を手し、赤塚設備に処分場建設断念を決断させるために、皆さんの力を結集してまた一つ闘いの輪を大きくしていきたいと考えています。 以上

「どうなっているの?」

水戸市全隈町産廃反対裁判学習会を開く

渡辺重行



2000年12月17日水戸市全隈町の公民館において、全隈町産廃反対裁判の学習会をおこないました。

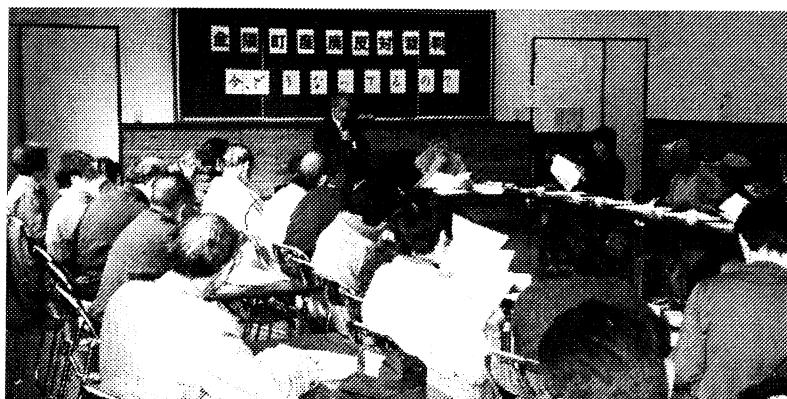
この学習会の目的は、仮処分で住民が勝利をしたことから、地元や一般にはもう本裁判も勝つものと考えて、関心が薄れているが、裁判所の中では、住民側と赤塚設備側の弁護士が、極めて厳しいしのぎあいをしていることを知って、よりこの問題にかかわってもらうためのものでした。



当日は、住民側の弁護団の安江先生を講師に迎えました。先生は、これまでの裁判の経過や、「安全性についての立証責任が会社側、住民側のどちらに

あるかを、裁判官がどう判断するかで、住民側が必ずしも勝てるとは考えられない。また、処分場に接する共有林の所有者対応が重大な鍵である。」と弁護士としての視点でいくつかの問題点を指摘し、さらに、裁判に勝利するかどうかも重要だが、赤塚設備がここに処分場を作ることをあきらめるような住民側の行動も必要ではないかと話された。

その後、住民の方々から活発な意見が出され、熱心な話し合いがおこなわれた。参加者は47人で内23人は地元の方々でした。産廃反対の声を大き



くするためには、このような地元での学習会を頻繁に行うことが大切だと感じました。

現地学習会に参加して

2000年12月17日(土)



日本婦人会議水戸支部 関根裕子

全限地区にて学習会が開催されました。場所は山根公民館のホールで開くこととなり前週にはチラシもまきました。最初用意した20脚ほどの椅子の数ではとても足りなくなり、あとからあとからたしていき、落ち着いたころには通り歩きも苦勞するほどの混雑となりました。うれしいことに世話人会のいつものメンバーのほかはほとんど現地全限の方の参加でしたので会の開催は成果が実った感じがしました。

冒頭NHKの番組でとりあげられた産業廃

棄物安定型処分場での事故についてビデオで見ることからはじまりました。猛毒のガス発生事故が同型なら起き得る事というショックな内容でした。

建設絶対反対の雰囲気の中安江先生から裁判の経過などが話されました。裁判は時間がかかり、時間がかかるのでは運動も息切れがしてしまう可能性があることもあげられました。

今は現地の方々に一層の期待がかかっています。一度できてしまったら戻すことはできません。共にがんばりましょう。

水戸市の水を守る

全限町 大津 常次

平成11年3月15日、水戸地方裁判所は、水戸市全限町一ノ沢に計画した、産業廃棄物最終処分場の、建設、使用、操業をしてはならないとの決定を下しましたが、赤塚設備工業は仮処分決定をくつがえし、業者側より起訴命令申立により、現在水戸地方裁判所にて本裁判が係争中ではありますが、汚染される危険性のある水戸の水道水を守るためには、この裁判に絶対勝訴しなければなりません。最後は裁判官の判断をまつことですが、裁判官も人の子、水戸の市民です。25万市民の健康を守るために、全市民が水

戸の水道水を守って下さいと訴え続けることが、一番大切なことだと私は思います。100%汚染される可能性がないことが、疎明されない限り、処分場を造るべきではありません。

私達は未来を生きる子供や孫たちのため、環境破壊されない水戸市を継承する責任があるのです。



笠間産廃処分場建設反対に連帯を!

大津 八郎

笠間はお稲荷さんと焼きものの街として昔から県民に親しまれています。文化・芸術のかがおりがする観光の街としても知られています。茨城県当局がこの地に立派な県立陶芸美術館をつかったのもむべなるかなと思います。

この笠間に、こともあろうに、よりによって巨大産業廃棄物処分場をつくらうとしているのには驚きあきれてしまいます。予定地のすぐ近くに涸沼川が流れています。この川は笠間や下流の町の水源、農業用水になっています。産廃処分場は、人里はなれた山奥につくられるのが普通なのに笠間の場合は街に近く、人家もすぐそばにあります、筆者も現地を見ましたが、こんなところに、わが国でも最大級の巨大産廃処分場をつくるなんて信じられませんでした。

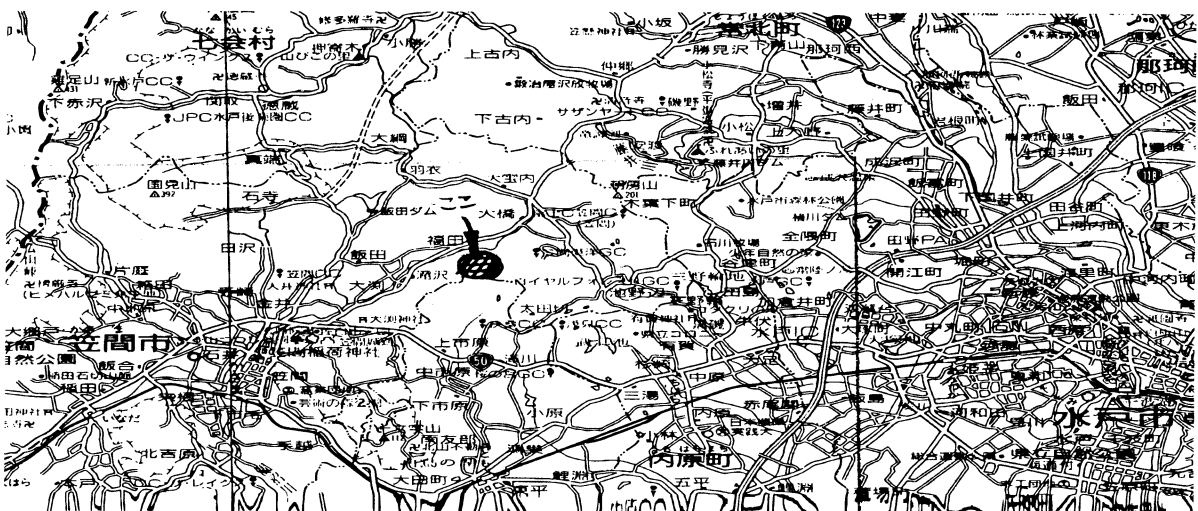
さらに驚くのは、この処分場の中に大型ゴミ焼却施設も計画されています。大型過ぎて常時稼動するためには、笠間のゴミだけでは足りなくて他からも、集めなくてはなりません。これでは産廃もゴミも県内一円いや広く関東各地からゴミ・産廃ダンプカーが笠間をめざすこ

とになると予想されます。笠間のイメージも大幅にダウンでしょう。建設推進の笠間市当局や議員さんは自分たちの市の将来をどのように考えているのでしょうか?

環境破壊、水質汚染の心配も深刻ですが、公営（第三セクター）というのも安心出来ません。産廃排出業者や企業が本来自分たちの責任で処理すべきなのに、それを税金で肩代わりさせることになるからです、民間はアブナイ、公営なら安心というのも根拠がありません。

朝日新聞(’01/1/31)に昨年度の産廃処分量が90年度比60%も減少していることが出ていました(経団連発表)。大幅な減少になった背景には、建設のリサイクルが進んだことのように、リサイクル、リユース、ゴミを出さない社会的な運動が進む中で、巨大処分場や大型焼却施設をつくるのは時代に逆行していると思います。

私たち水戸も笠間の運動に連帯して、「生命の水を守る」という共通の目的のために共にがんばりましょう。



笠間産廃計画地は美しい池に緑の水がまんまとたたえられ絶えることはありません。